

政令第七十五号

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第二条第二項の物質を定める政令の一部を改正する

政令

内閣は、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十二号）第二条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第二条第二項の物質を定める政令（昭和四十九年政令第三百三十四号）の一部を次のように改正する。

本則中第二十号を第二十一号とし、第一号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、本則に第一号として次の一号を加える。

一 アゾ化合物（化学的变化により容易に次に掲げる物質を生成するものに限る。）

イ 四―アミノジフェニル

ロ オルト―アニシジン

ハ オルト―トルイジン

ニ 四―クロロ―二―メチルアニリン

ホ 二・四―ジアミノアニソール

ヘ 四・四―ジアミノジフェニルエーテル

ト 四・四―ジアミノジフェニルスルフィド

チ 四・四―ジアミノ―三・三―ジメチルジフェニルメタン

リ 二・四―ジアミノトルエン

ヌ 三・三―ジクロロ―四・四―ジアミノジフェニルメタン

ル 三・三―ジクロロベンジジン

ヲ 二・四―ジメチルアニリン

ワ 二・六―ジメチルアニリン

カ 三・三―ジメチルベンジジン（別名オルト―トリジン）

ヨ 三・三―ジメトキシベンジジン

タ 二・四・五―トリメチルアニリン

レ ニーナフチルアミン（別名ベーターナフチルアミン）

ソ パラークロロアニリン

ツ パラーフェニルアゾアニリン

ネ ベンジジン

ナ ニーメチルー四ー（ニートリルアゾ）アニリン

ラ ニーメチルー五ーニトロアニリン

ム 四・四ーメチレンジアニリン

ウ ニーメトキシー五ーメチルアニリン

附 則

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。